



# 訴 状

平成26年5月2日

和歌山地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 太田 達也



〒640-8391 和歌山市加納46-17

原 告 戸 田 正 人

〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所（送達場所）

電話073-433-3980 FAX073-433-3981

上記原告訴訟代理人 弁護士 太 田 達 也

〒640-8152 和歌山市十番丁72番地 カサ・デ・まるのうち201

被 告 吉 田 益 夫

発信者情報開示等請求事件

訴訟物の価格 1,600,000円

帖用印紙額 13,000円

予納郵券 5,035円

## 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙発言目録に係る別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよ
- 2 被告は、別紙発言目録の各発言に係る情報の送信を防止せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

## 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、和歌山市の市議会議員である。
- (2) 被告は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット」  
(http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/) (以下、「本件掲示板」という。)  
を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

本件掲示板は、誰でもこれを閲覧し又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定の者によって受信されることになる。被告は、本件掲示板のシステムを用いて、本件掲示板に書き込みをして情報を発信する者と本件掲示板にアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者である。

本件掲示板に書き込まれた情報は、被告又は書き込みをした者しか削除し得ない仕組みとなっている。

### 2 原告に対する権利侵害

#### (1) 本件各発言の存在

本件掲示板上には、スレッド「戸田正人」(以下、「本件スレッド」という。)が存在するところ、このスレッドには、別紙発言目録記載の各発言(以下、「本件各発言」という。)が、氏名不詳者によって書き込まれ、インターネットを通じて不特定人に広く公開されている。

## (2) 原告に対する名誉棄損

ア 本件スレッドに書き込まれた別紙発言目録記載の各メッセージ内容は、原告の社会的評価を低下させるものである。

イ すなわち、

### ①メッセージ番号7

この発言は、原告が過去の職場において嫌われ者であったとの事実を適示して、原告の社会的評価を低下させるものである。

### ②メッセージ番号9

この発言は、原告が粗野で下品で弱い者イジメをする人物で、周囲の者から嫌われていたという事実を適示して、原告の社会的評価を低下させるものである。

### ③メッセージ番号10

この発言は、原告が、芸能人の名前を使って物品を販売したり、学歴詐称を疑ったり、弱者に対して恫喝等をしているとの事実を適示して、原告の社会的評価を低下させるものである。

### ④メッセージ番号12

この発言は、事実を適示しない方法で原告の人格を否定するもので、原告の社会的評価を低下させるものである。

### ⑤メッセージ番号16

この発言は、原告が、芸能人の名前を使って選挙票を集め、弱者を恫喝しているとの事実及び原告が物品を押しつけ販売したり、他人に義援金活動を強要したとの事実を適示して、原告の社会的評価を低下させるものである。

### ⑥メッセージ番号18

この発言は、上記メッセージ番号16の記載と相まって、原告が、芸能人の名前を使って選挙票を集め、弱者を恫喝しているとの事実及び原告が物品を押しつけ販売したり、他人に義援金活動を強要したとの事実が真実であるかのような印象を与え、さらに、原告の人柄及び活動が市議会議員に相応しくないとの印象を与えることで、原告の社会的評価を低下させる

ものである。

#### ⑦メッセージ番号 2 2

この発言は、原告が、女性に対して肉体関係を強要したとの事実及び女性問題があるかのような事実等を適示して、原告の社会的評価を低下させるものである。

#### (3) 違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情の不存在

上記各メッセージ内容に適示された事実に関して、それが真実であることをうかがわせる事情は全くない。

#### (4) 小括

以上より、上記各メッセージにより原告の名誉が侵害されたことは明らかである。

### 3 開示を受けるべき正当な理由

原告は、本件各発言の発信者に対して、不法行為に基づく損害賠償等の請求をする予定であるが、この権利を行使するためには、被告が保有する別紙発信者情報目録記載の情報の開示を受ける必要がある。

### 4 被告の削除義務と原告の削除請求権

(1) 本件各発言は、原告の人格権（名誉権を含む）を侵害するものであるが、前記第1項（2）記載のとおり、本件スレッドからの本件各発言の削除は、被告あるいは当該記事の書き込みをした者にしかできない仕組みとなっている。

ところが、インターネットの仕組み上、原告には、当該記事の書き込みをした者が何処の誰であるのかを知ることは容易ではない。

したがって、被告は、原告に対して、上記発言を削除すべき条理上の作為義務を負うものである。

(2) よって、原告は、被告に対し、人格権に基づき、本件スレッドから上記発言を削除するよう請求する権利を有するものである。

## 5 本件に至る経緯

### (1) 発信者情報の開示及び送信防止措置請求

原告は、被告に対し、別紙発言目録記載の各記事につき、発信者情報の開示と送信防止措置を求めたが、被告はこれを拒否した。

### (2) 発信者情報開示仮処分命令申立て

被告が上記請求を拒否したことから、原告は、発信者情報の開示を求める仮処分命令を申し立て、別紙発信者情報目録記載の一部の①及び②について、仮処分命令が下された（甲6号証）。

## 6まとめ

よって、原告は、被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき本件発信者情報の開示を求めると共に、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権に基づき本件各侵害情報の送信防止措置を請求する。

以上

### 証拠方法

甲第1号証	陳述書
甲第2号証	電子掲示板（「戸田正人」と題するスレッド）
甲第3号証	発信者情報の開示に関するご連絡
甲第4号証	侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書
甲第5号証	回答書（甲第3号証及び甲第4号証に対するもの）
甲第6号証	仮処分決定書
甲第7号証	和ネット記事
甲第8号証	和ネット記事

### 附属書類

- 1 甲号各証写し 各1通
- 2 訴訟委任状 1通

(別紙)

## 発信者情報目録

- ① IPアドレス
- ② タイムスタンプ
- ③ 侵害情報に係る携帯電話端末又は PHS 端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号
- ④ 侵害情報に係る SIM カード識別番号（個体識別番号）

(別紙)

## 発 言 目 錄

電子掲示板「和ネット掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内におけるスレッドタイトル「戸田正人」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1897>)

① 『佐川急便でも超嫌われ者でしたよ。』

書込日時：2013年5月13日 17時00分

スレッド上のメッセージ番号：No. 7番

② 『佐川急便では、粗野で下品で、弱い者いじめで、みんなからきらわれてましたよ。』

書込日時：2013年6月14日 12時33分

スレッド上のメッセージ番号：No. 9

③ 『長渕剛の名前を使ってTシャツとか売ってるみたいだね。こいつの学歴は本当なのか？？弱い者には恫喝並に言葉が悪いのはよく聞く。』

書込日時：2013年6月18日 0時46分

スレッド上のメッセージ番号：No. 10

④ 『戸田渕ってwwwアタマ大丈夫かこいつwwwこんなのが和歌山にいるなんて恥』

書込日時：2013年7月3日 19時06分

スレッド上のメッセージ番号：No. 12

⑤ 『こいつは長渕剛の名前と長渕剛ファンを利用して票を集めたんだよ。それでもって弱い立場の人を恫喝して自分がお偉い様になった気分でいやがる。俺は戸田にTシャツを無理矢理買わされた。義援金も集めろと言われて無理矢理やらされたんだ。戸田の言葉使いや言い方が気にくわねえ。一体戸田は何様だ。』

書込日時：2013年8月1日 4時19分

スレッド上のメッセージ番号：No. 16

⑥『上記16様の書き込みが事実なら戸田先生は市議会議員にあるまじき行為ですね。和歌山はぬるい土地柄ですので一度当選すれば人柄に関係無く当選されやすいですからね。』

『この、タイプの議員は言う事だけは立派なんですね。このての議員でも高給取りですから納得いかない部分がありますね』

書込日時：2013年8月7日 8時34分

スレッド上のメッセージ番号：No. 18

⑦『こいつ最近また団に乗ってるね。後援会にまで恫喝して先輩議員にいい格好したり。あげくの果てには後援会の女を自分の車に無理矢理乗せようとして肉体を迫ったり断られるとキレたり。女グセが相当悪いのも周りの間では有名な話だけど酷い奴だ。裏でも相当何か噛んでるらしい。こんな奴がやってていいのか？』

書込日時：2013年11月29日 4時59分

スレッド上のメッセージ番号：No. 22



平成26年( )第 号 発信者情報開示等請求事件  
 原告 戸田正人  
 被告 吉田益夫

## 証拠説明書

平成26年5月2日

和歌山地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 太田達也



甲	標目 (作成年月日)	原 写	作成者	立証趣旨等
1	陳述書	原	原告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件各記載はいずれも虚偽であるところ、原告の名誉（人格権）が侵害され、市議会議員としての原告の活動に支障が生じていること。</li> <li>・被告は、原告からの発信者情報開示請求及び記事削除請求に任意には応じず、これらの記事の違法性を認めないこと。</li> <li>・被告は、裁判所の仮処分命令における判断を受けてもこれらの記事の違法性を認めず、記事を削除していないこと。</li> <li>・その他原告主張事実。</li> </ul>
2	電子掲示板（「戸田正人」と題するスレッド）	写	氏名不詳者ら	訴状別紙発言目録記載の各記事の存在
3	発信者情報の開示に関するご連絡	写	原告代理人	原告が、被告に対し、訴外本件各記事に係る発信者情報の開示を求めたこと。

4	侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書	写	原告代理人	原告が、被告に対し、訴外で本件各発言の削除を求めたこと
5	回答書	原	被告	<ul style="list-style-type: none"> <li>原告代理人からの発信者情報開示請求（甲3）及び記事削除請求（甲4）を、被告が拒否したこと。</li> <li>被告は、削除請求については、「開示の妥当性が判断できない」との理由で、削除を拒否していたこと。</li> </ul>
6	仮処分決定書	原	和歌山地方裁判所	本件に関し、和歌山地方裁判所によって、情報開示仮処分命令がなされたこと。
7	和ネット記事	写	被告	被告には、名誉毀損等の人格権侵害行為が重い犯罪に該当するという認識がなく、掲示板の管理人には名誉毀損的記事を削除する義務がある事を全く理解していないこと。
8	和ネット記事	写	被告	<p>原告は陳述書の差し替えなど行っていないのに、あたかもそのような行為があったかのような虚偽の記載を被告が行ったこと。</p> <p>「事実関係については和ネットではわからない」と、真実である確信がないことを認めながら、本件各記事の記載について、被告自身が、「戸田議員ならやりかねないと思われた和歌山市民も少なくないと思います。」などと、それが事実である可能性を示唆する記載をし、悪質な名誉毀損行為を助長したこと。</p>

以上